

諮問第十二号

下水道使用料の督促処分に対する異議申立てに係る諮問について

下水道使用料の督促処分について、別紙のとおり異議申立てがあつたので、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の三第七項の規定に基づき、諮問する。

平成二十六年九月九日提出

青森市長  
鹿内博

異議申立書（下水道使用9）

平成26年4月7日（月）

青森市長 鹿内 博 様

異議申立人 三国谷清一



下記のとおり異議申立てをする。

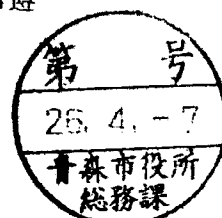
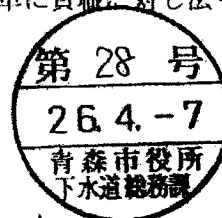
記

1. 異議申立人の住所、氏名、年齢  
住 所 青森市桜川4丁目8番2号  
氏 名 三国谷清一  
年 齢 64歳
2. 異議申立てに係る処分  
貴職の平成26年3月10日（月）付け平成25年度下水道使用料督促状（平成26年1月分）による処分。
3. 異議申立に係る処分があったことを知った年月日  
平成26年3月11日（火）
4. 異議申立ての趣旨  
異議申立てに係る処分を取り消すとの決定を求める。
5. 異議申立ての理由  
異議申立人は、貴職に対し法令遵守及び法の下での平等取扱いを求めているものである。

青森市公共下水道管理者たる鹿内市長は、青森市税外諸歳入金督促手数料及び延滞金徴収条例（以下「条例」という。）第2条第1項の規定にする督促状を発行しなければ、条例第4条第1項の規定による延滞金を徴収できないという条例上の規定があるにも拘わらず、異議申立人以外の下水道使用料滞納者には督促状を発行してない。何のことはない、異議申立人以外の下水道使用料滞納者には督促状を発行しない＝異議申立人以外の下水道使用料滞納者には延滞金を「まけてあげます」と条例を無視して人氣取りをしているだけのものである。

市及び青森市公共下水道利用者に不利益を与えない限りにおいては、貴職が、如何に人氣取り政策を実施しようとも、それは政治の話であり、異議申立人が云々すべきものではないが、独立採算・受益者負担の原則に反する行為をして市及び青森市公共下水道利用者に延滞金不徴収という不利益を与えている現状は、明々白々に、地方自治法、地方財政法及び条例の督促状に関する規定に違反しており違法である。

更にまた、貴職は、異議申立人に対し、頻りに「下水道使用料の督促手数料及び延滞金」を支払えと督促をしてきているが、下水道使用料滞納者に督促手数料及び延滞金を請求するのは、青森市公共下水道供用開始後初めてのケースであるとのことであり、これこそが異議申立人に対する不利益取扱いであり不当である。異議申立人は、決して下水道使用料不払い運動をしているわけではなく、ただ単に貴職に対し法令遵



守及び法の下での平等取扱いを求めているに過ぎない。

上記のとおり、異議申立人に対して狙い撃ち的に督促状を発行するのは、違法不当である。よって、本件異議申立に係る督促処分は違法不当であり取り消されるべきものである。

6. 処分庁の教示

「この督促状に不服がある場合には、この督促状を受け取った日の翌日から起算して30日以内に市長に対して異議申立てをすることができます。」との記載あり。

7. 行政不服審査法第25条第1項但し書きの規定による口頭の意見陳述の申立て

行政不服審査法第25条第1項但し書きの規定により口頭の意見陳述を申立てる。